

峡東地域農業遺産ロゴマーク使用基準

峡東地域世界農業遺産推進協議会

峡東地域世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）において作成した峡東地域農業遺産ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るために、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

第1条 ロゴマークは、峡東地域農業遺産のシンボルとして制作物、媒体等に広く使用することにより、その認知度を高めるとともに、農業遺産に認定された峡東地域の「果樹農業」を未来へ継承する取り組みを推進することを目的とする。

（ロゴマークに関する権利）

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、協議会に属する。

（使用の申請）

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ峡東地域農業遺産ロゴマーク使用申請書（様式第1号）に使用デザイン案及び事業内容が分かる資料を添えて、協議会事務局または協議会を構成する地方公共団体の担当窓口（以下「事務局等」という）に提出するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 協議会を構成する団体が販売目的以外で使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体等において、農業遺産の普及啓発等を目的に使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合

2 申請書の提出先は、申請者が在住又は事業所等や主たる生産ほ場の所在する市の次の事務局等とする。

協議会事務局所管課	郵便番号	住所	電話番号
山梨市役所 農林課	405-8501	山梨市小原西 843	0553-20-1379
笛吹市役所 農林振興課	406-8510	笛吹市石和町市部 777	055-261-2033
甲州市役所 農林振興課	404-8501	甲州市塩山上於曾 1085-1	0553-32-5092

（承認基準）

第4条 協議会は、前条の使用の申請が次のいずれかに該当すると認める場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 島東地域農業遺産のイメージ及び価値を害するおそれがある場合
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合
- (3) 法令や公序良俗に反するものと認められる場合
- (4) 申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合

- (5) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定するロゴマークの目的に反している場合

(使用期限)

第5条 ロゴマークの使用許可期間は、承認日から起算して3年以内とし、使用許可期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

(使用の範囲)

第6条 ロゴマークの使用は次の範囲とし、使用にあたっては峡東地域農業遺産の価値を高めるよう努めるものとする。

- (1) 峡東地域農業遺産の農法や農業上の土地利用、生物資源、里山景観、伝統的な技術、文化・祭礼・儀礼などに関するもの及びそれらの維持・保全に資すると認められる標識、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、横断幕、懸垂幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺等の媒体
- (2) 第1条の目的に沿って活用すると認められる者の名刺、ポスター、ホームページ、社内報、広報紙、封筒、法被、ステッカーその他の媒体
- (3) その他峡東地域農業遺産の周知に効果的であると見込まれる媒体
- (4) 前3号に定めるもののほか、第1条の目的に沿って峡東地域農業遺産の普及促進に資するものと認められる農産物及び加工品等の商品

2 ロゴマークを使用できる農産物及び加工品等の対象品目は、次のとおりとする。

- (1) 峡東地域のほ場で生産された果実(果樹に限る。)
- (2) 主原料に(1)の果実を100%使用し生産した果実加工品
- (3) その他峡東地域世界農業遺産推進協議会会長(以下「会長」という。)が適当と認めたもの

(使用の承認)

第7条 第3条の規定に基づく申請があった場合、事務局は、第4条の承認基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、承認する場合には、申請者に峡東地域農業遺産ロゴマーク使用承認書(様式第2号)を交付する。

(デザイン)

第8条 ロゴマークのデザインは、峡東地域農業遺産ロゴマーク使用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づくものとする。ただし、ガイドラインの「02

サイズ」「04 単色、反転」について、記載されていないサイズ・色等を協議会が認めた場合は適切なデザインとして扱うことができる。

(メッセージの付記等)

第9条 使用者は、第1条に規定するロゴマークの目的に沿ったメッセージを付記するよう努めるものとする。なお、協議会は使用の承認にあたり、メッセージの付記等の使用条件を付することができるものとする。

例『私たちは峡東地域農業遺産を応援しています』

『峡東地域農業遺産の普及・啓発を目的としたロゴマークです』

(商標登録等)

第10条 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標、模様等について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(成果物の提出)

第11条 使用者は、ロゴマークを使用した際は、成果物がわかる資料（印刷物、写真等）1部を速やかに事務局等に提出するものとする。

(改善の指示)

第12条 協議会は、使用者が使用基準、使用条件及びガイドラインを遵守せずにロゴマークを使用していると認める場合は、承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取消し)

第13条 協議会は、使用者が前条の改善指示に従わない場合には、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(使用の非独占・非推奨等)

第14条 この基準による使用承認は、使用者が独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について協議会による推奨又は品質保証を行うものではない。

(問題への対応)

第15条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、協議会及び協議会を構成する地方公共団体は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに事務局に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(使用者の責務)

第16条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

第17条 この使用基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この使用基準は、令和4年7月19日から適用する。

附 則

この使用基準は、令和7年1月23日から適用する。